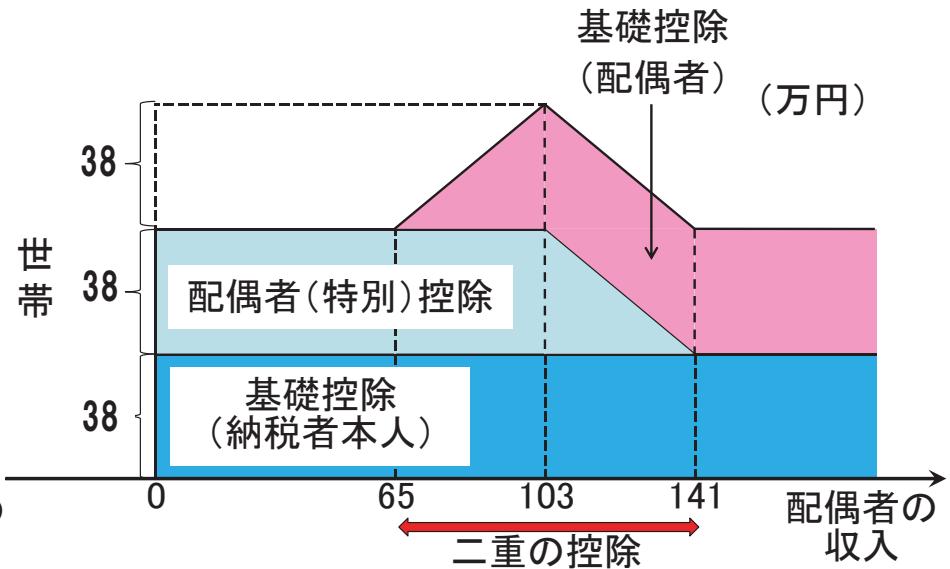
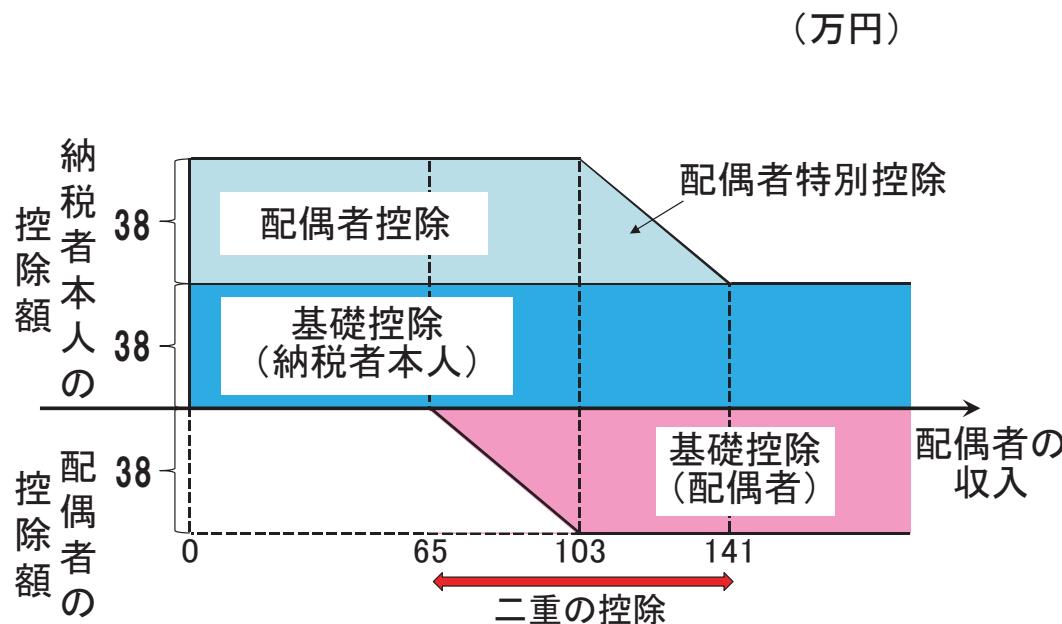


4. いわゆる移転的基礎控除

配偶者(特別)控除

<控除額のイメージ>

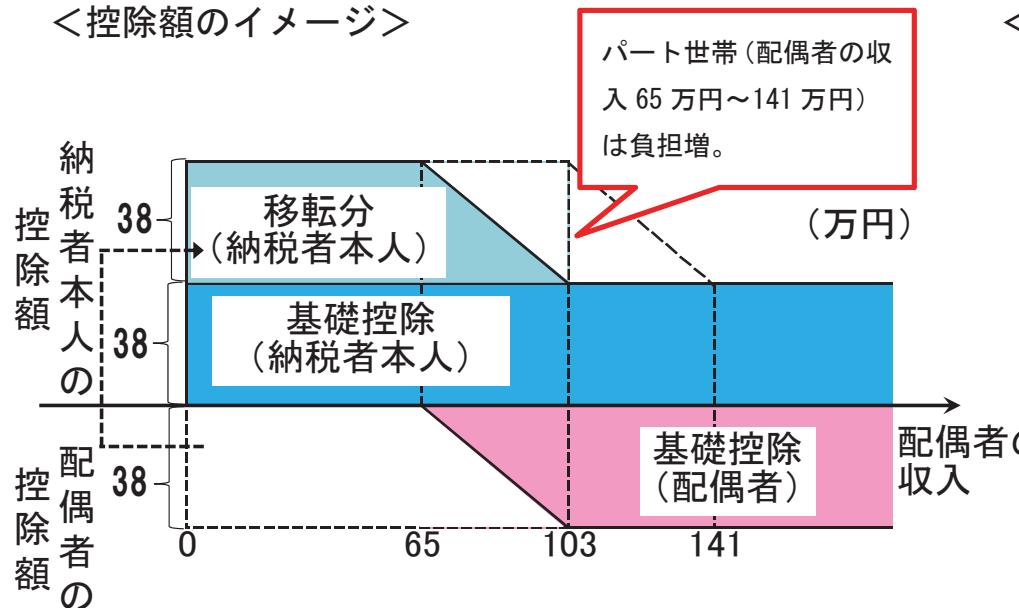


- 配偶者の収入が 103 万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが女性の就労を抑制しているとの指摘（いわゆる 103 万円の壁）。
- 特にパート世帯においては、配偶者が基礎控除の適用を受けているにも関わらず納税者本人が配偶者控除の適用を受けているため、専業主婦世帯や共働き世帯よりも控除額の合計が多い（二重の控除）との問題が指摘。

いわゆる移転的基礎控除

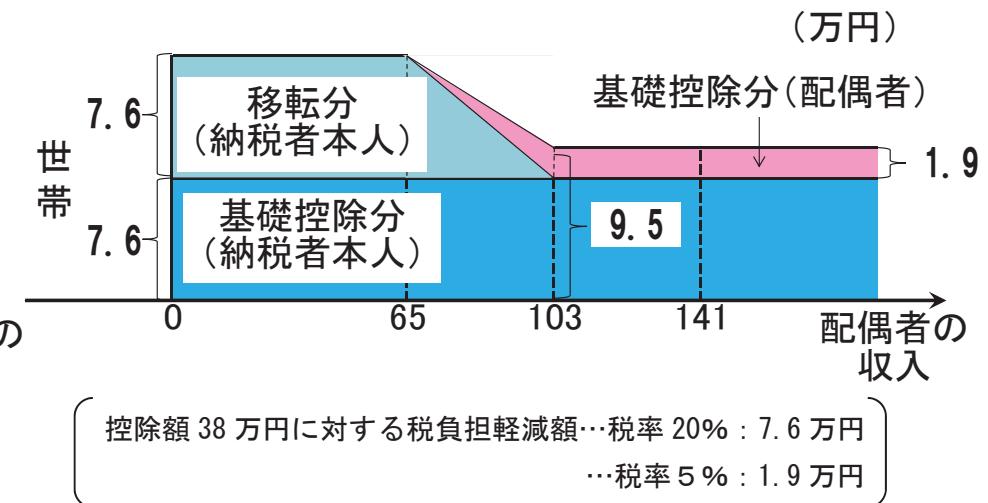
配偶者の収入に関わらず夫婦2人で受けられる控除の合計額を同じとするため、配偶者控除を見直し、配偶者が使い残した基礎控除の額を納税者本人に移転させるための控除とする仕組み。

<控除額のイメージ>



<税負担軽減額のイメージ>

※…納税者本人の税率 20%、配偶者の税率 5%の場合



(留意点)

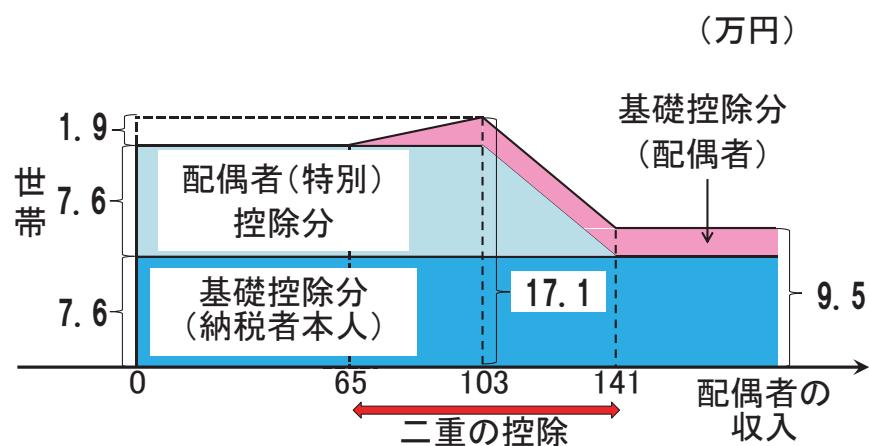
- ①夫婦2人で受けられる控除の額が配偶者の収入によらず一定となり、現行制度の問題とされている二重の控除の解消につながる。
- ②基礎控除を所得控除としたままで移転的基礎控除を導入する場合、配偶者の税率が納税者本人の税率より低いときには、配偶者の収入が少ないほど夫婦2人で受けられる税負担軽減額が大きくなり、働き方への中立性が阻害される可能性（特にパート収入が65万円～103万円の範囲においては、収入が65万円までと比べて収入の増え方に対する手取り収入の増え方が少なく、収入を増やすインセンティブを弱める可能性）。
- ⇒税額控除化する場合には、配偶者の収入によらず夫婦2人で受けられる税負担軽減額は一定。
- ⇒この場合、扶養控除等の他の人的控除についても税額控除化するのかどうかについて、あわせて検討する必要があり、諸控除全体の抜本的な検討が必要となる。
- ③パート世帯においては負担増。
- ⇒パート世帯に対する影響、他の世帯類型とのバランス、增收分の使途等について慎重に検討する必要。

配偶者(特別)控除、いわゆる移転的基礎控除による世帯の税負担軽減額のイメージ

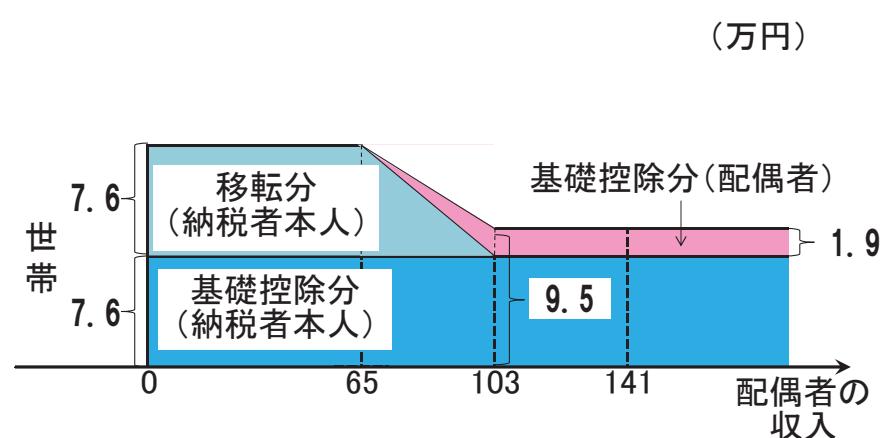
納税者本人の税率 20%、配偶者の税率 5 %の場合

- 控除額 38 万円に対する税負担軽減額 … 税率 20% : 7.6 万円、税率 5 % : 1.9 万円

<配偶者(特別)控除と基礎控除>



<いわゆる移転的基礎控除>

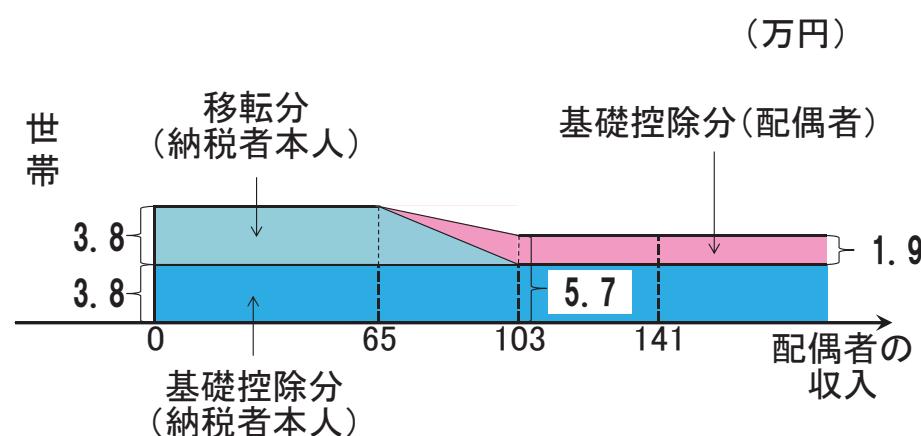


いわゆる移転的基礎控除による世帯の税負担軽減額のイメージ

納税者本人の税率 10%、配偶者の税率 5 %の場合

- 控除額 38 万円に対する税負担軽減額

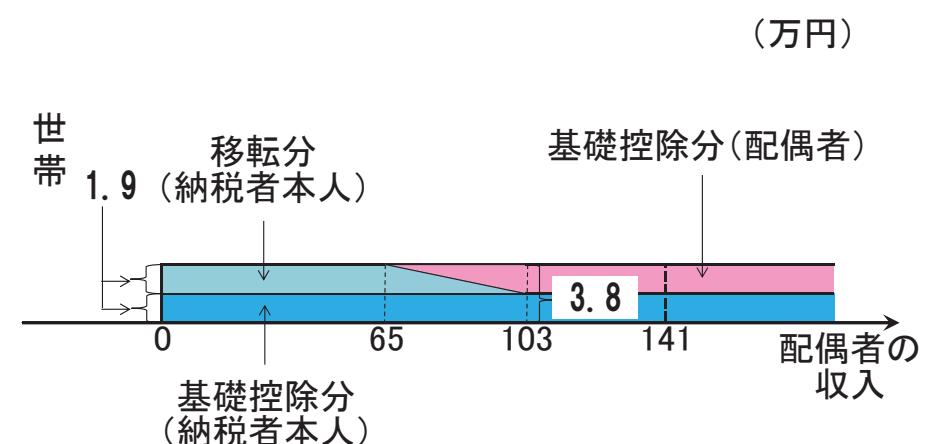
… 税率 10% : 3.8 万円、税率 5 % : 1.9 万円



納税者本人と配偶者の税率が共に 5 %の場合

- 控除額 38 万円に対する税負担軽減額

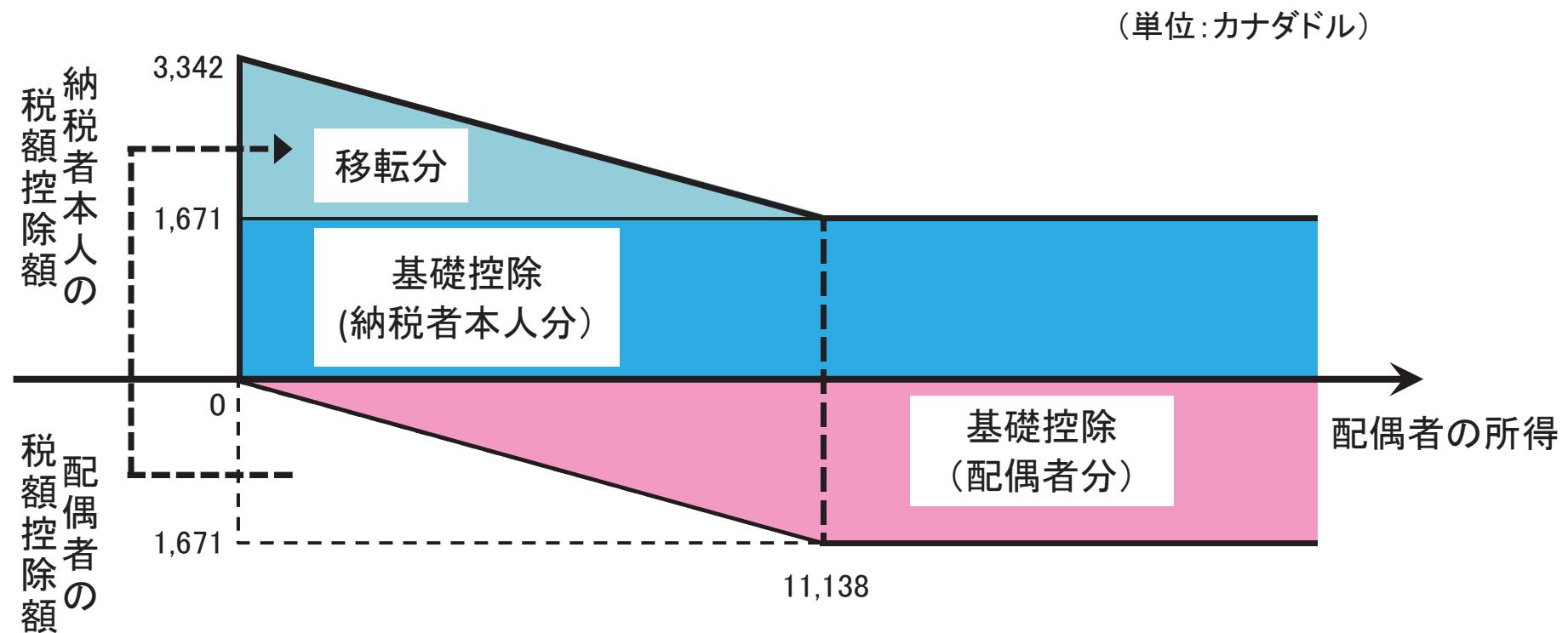
…税率 5 % : 1.9 万円



諸外国における移転的基礎控除

- カナダ・デンマーク・アイスランド等において移転的基礎控除が導入されている。
- いずれの国においても、基礎控除は税額控除。
- 配偶者の働き方に関わらず、世帯としての控除による税負担軽減額は一定。

[カナダの例]



基礎控除の移転的基礎控除化及び税額控除化に関する論点(たたき台)

【移転的基礎控除化に関する論点(所得控除の場合を含む。)】

- パート世帯にとっては負担増となることから、パート世帯に対する影響、他の世帯類型とのバランス、增收分の使途等について慎重に検討する必要があるのではないか。
- 配偶者が「使い残した」基礎控除を納税者本人に移転できることとする考え方をどのように整理するか。

〈考え方の例〉

イ) 夫婦が消費生活の基本単位であることを踏まえ、夫婦に対しては単身者の2倍の基礎的な人的控除を認めるとの考え方

ロ) 所得が一定金額以下の配偶者を有することが納税者本人の税負担能力を減殺するという現行の配偶者控除の考え方を維持しつつ、二重の控除の問題に対応するための見直しを行うとの考え方

(補論) 上述の〈考え方の例〉に対して否定的な考え方の例

・ 配偶者の家事労働には経済的価値がある(注)ことから、配偶者の存在が納税者本人の税負担能力を減殺させているとの考え方については再検討を要するとの考え方

(注) 配偶者が家庭外で一定時間以上働く場合には、クリーニング、食事の支度、育児等の家事サービスを外注したり外から購入せざるを得ず、そのための費用負担が生ずるのに対し、配偶者が家事労働に従事する場合には、これらの家事サービスを家庭内で生産し、いわば自家消費できるため、外部に支払う費用を節約できるという形で経済的価値(いわゆる帰属所得)を産み出しているという考え方。

【税額控除化に関する論点】

仮に基礎控除を税額控除とする場合、

- 新たな基礎控除の性格や考え方はどのようなものか。
- 扶養控除等を含む人的控除の体系をどのように構築するか。
- 各種の社会保障制度による所得保障との関係をどのように考えるか。
- 国民健康保険の保険料等の社会保障制度における負担額等について、個人所得課税の課税所得(人的控除の適用後)の額や税額を基準として算定する制度が導入されていることを踏まえ、各種制度における所得の捉え方等についてどのように見直しを行うか。

5. 課 稅 单 位

主要国における課税単位及び基礎控除等について

(2014年1月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税単位	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税の 選択制	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税の 選択制	世帯単位課税 (N分N乗方式) ^(注1)
(参考) 私有財産制度	夫婦別産制	州により異なる (多くは夫婦別産制)	夫婦別産制	夫婦別産制	法定共通制 ^(注2)
納税者本人に係る 控除等	基礎控除 [38万円]	人的控除 ^(注3) [40万円]	基礎控除 [152万円]	税率不適用所得 [113万円]	税率不適用所得 [81万円]
夫婦各々の基礎控 除等に加え、配偶者 の存在を理由に追 加的に認められる 控除等	配偶者控除 [38万円]	なし	なし	なし	なし

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=100円、1ポンド=161円、1ユーロ=135円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成25年(2013年)11月中における実勢相場の平均値）。なお、端数は四捨五入している。

(注1) フランスでは、家族除数(N)は単身者の場合1、夫婦者の場合2、夫婦子1人の場合2.5、夫婦子2人の場合3、以下被扶養児童が1人増すごとに1を加算する。

(注2) フランスでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制（夫婦双方の共通財産と夫又は妻の特有財産が並存する）。

(注3) 一定額以上の所得を有する者については、所得の増加に応じて控除額が遞減する枠組み（単身者の場合、所得が254,200ドルから2,500ドル増加するごとに控除額が2%ずつ遞減し、376,700ドルで消滅）。

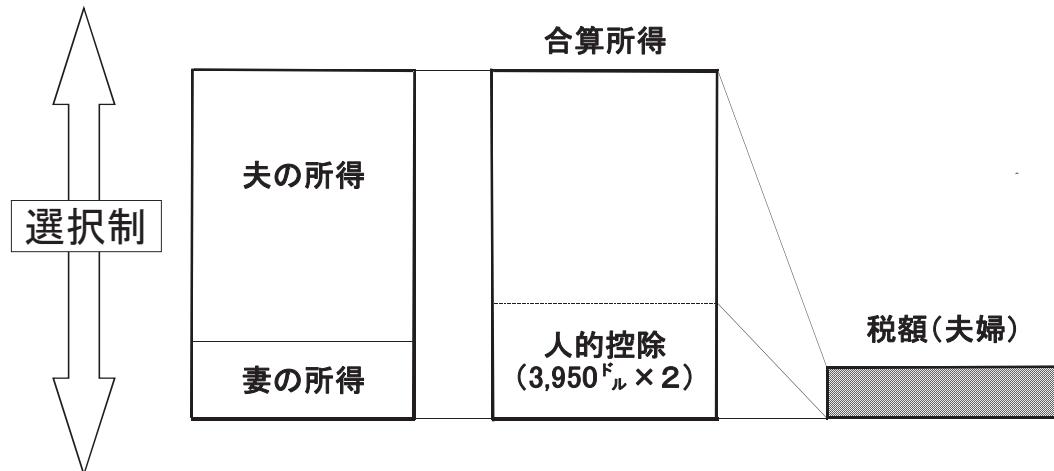
アメリカにおける連邦所得税の税額の計算(イメージ)

(夫婦者の場合)

アメリカ 連邦所得税の概要

アメリカでは、夫婦合算課税の場合は、本人と配偶者の2人分の人的控除が認められ、ブラケットの所得額が個別課税の場合の2倍の額になっている(実質的な二分二乗方式)。

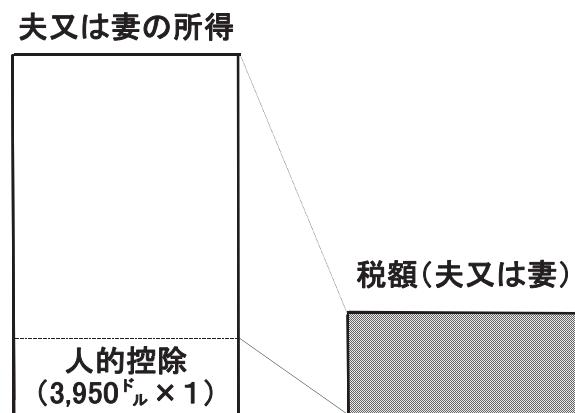
①夫婦合算課税の場合



夫婦合算課税の場合の適用税率表

所得金額(ドル)		適用税率 (%)
ドル超	ドル以下	
0	18,150	10
18,150	73,800	15
73,800	148,850	25
148,850	226,850	28
226,850	405,100	33
405,100	457,600	35
457,600	~	39.6

②夫婦個別課税の場合



夫婦個別課税の場合の適用税率表

所得金額(ドル)		適用税率 (%)
ドル超	ドル以下	
0	9,075	10
9,075	36,900	15
36,900	74,425	25
74,425	113,425	28
113,425	202,550	33
202,550	228,800	35
228,800	~	39.6

(注1)夫婦個別課税の場合、配偶者に所得がないこと等を条件に、本人及び配偶者の人的控除(2人分)が認められる。

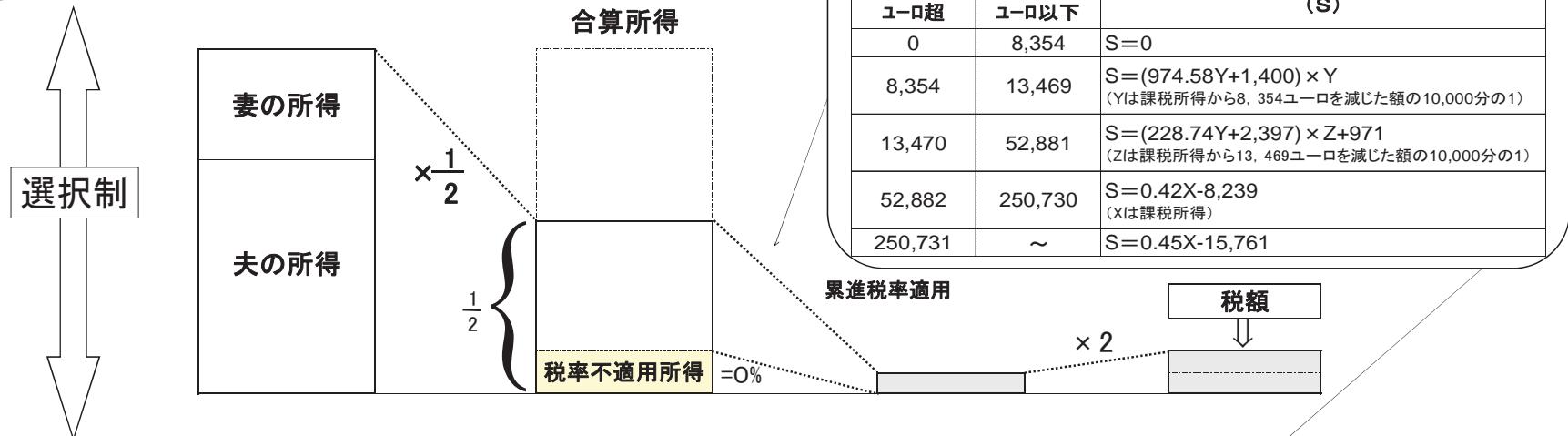
(注2)人的控除以外の所得控除及び税額控除等は、比較便宜のため上図から割愛。

ドイツにおける所得税の税額の計算(イメージ)
(夫婦者の場合)

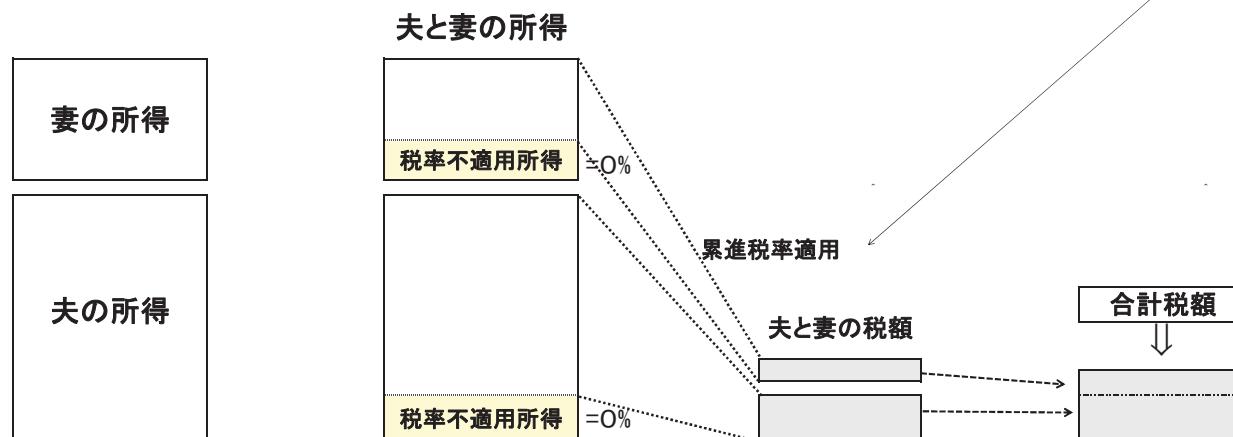
ドイツ所得税の概要

ドイツでは、夫婦合算課税又は個別課税(配偶者控除なし)を選択することができる。夫婦合算課税を選択した場合、夫婦の所得を合算し、その半額を税率表に適用して算出した税額を2倍する(二分二乗方式)。

①夫婦合算課税の場合



②個別課税の場合



(注)所得控除及び税額控除等は、比較便宜のため上図から割愛。

課税単位について

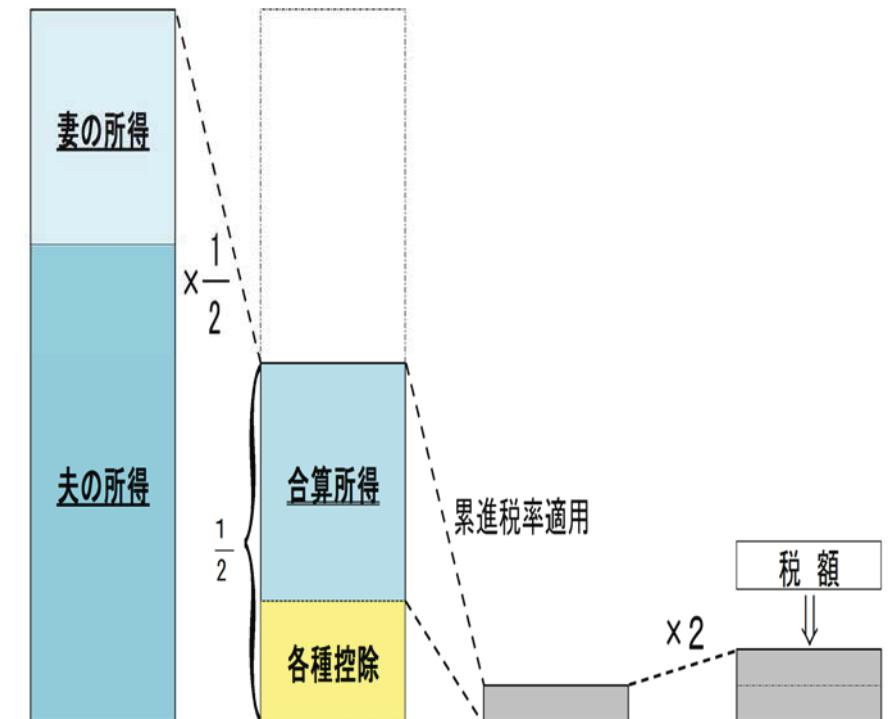
1. 課税単位とは

- 課税対象となる所得を、個人ごとにとらえるのか(個人単位課税)、夫婦としてあるいは世帯全体としてとらえるのか(世帯単位課税)といった算定単位を課税単位といいます。
- 例えば、課税単位を世帯単位でとらえる場合の課税方式として2分2乗方式があり、具体的には、夫婦の所得を合算し、それを「2分」した金額について税率を適用して算出した金額を「2倍」して税額を算出。

2. 政府税制調査会の答申で示された世帯単位課税に関する考え方

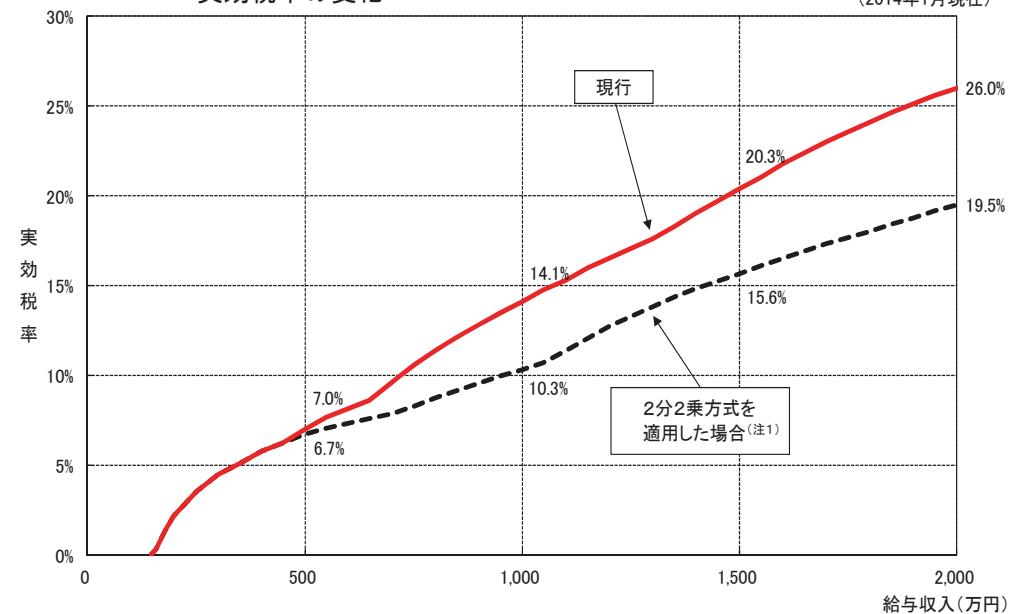
- 2分2乗方式を採用した場合には、適用される累進税率が平均化するために、独身者世帯に比べて夫婦世帯が有利になること、共稼ぎ世帯に比べて片稼ぎ世帯が有利になること、高額所得者に税制上大きな利益を与える結果となることなどの問題点が考えられます。(平成12年7月 政府税制調査会 わが国税制の現状と課題)

【参考1】世帯単位課税(2分2乗)の仕組み(イメージ)



【参考2】所得税の課税方式を世帯単位(2分2乗方式)に変更した場合の実効税率の変化

(2014年1月現在)



- (注) 1. 2分2乗方式は、所得金額から社会保険料控除を差し引いた後の金額を2分の1にして、基礎控除を適用してその後税率表を適用し、算出された税額を2倍して計算している。
2. 片働き世帯として計算しており、個人所得課税には、所得税及び個人住民税が含まれる。
3. 復興特別所得税（所得税額の2.1%）は加味していない。
4. 表中の数値は、給与収入 500万円、1,000万円、1,500万円及び2,000万円の場合の実効税率である。

6. 検討の視点等

働き方の選択に対して中立的な税制に関する課題に対する検討の視点(たたき台)

- 家族のあり方の変化や働き方の多様化等の社会・経済の構造変化を踏まえ、
 - イ) 家族のあり方の変化、
 - ロ) 働き方の選択に対する中立性、
 - ハ) 所得再分配機能に対する影響等の視点から、配偶者控除をはじめとする各種控除のあり方についてどのように考えるか。
- 人口減少への総合的な政策対応、結婚や子育てとの関係等を踏まえ、各種控除のあるべき姿についてどのように考えるか。
- その際、専業主婦世帯・パート世帯・共働き世帯、子育て世帯・子どものいない世帯、夫婦世帯・単身世帯など世帯類型によって見直しによる影響や考え方方が異なることを踏まえ、国民的な議論のたたき台として多様な選択肢を検討することを含め、どのように議論を進めていくべきか。
- 「働き方の選択に対して中立的な税制」を検討するにあたり、どのような意味での「中立性」を目指すべきなのか。
 - イ) 配偶者の働き方(収入)によって納税者本人の控除額(及び税負担額)が影響を受けない、という意味での中立性
 - ロ) 配偶者の働き方(収入)によって控除による夫婦二人の税負担軽減額の合計が影響を受けない、という意味での中立性
 - ハ) 配偶者の働き方(収入)によって夫婦二人の所得控除額の合計が影響を受けない、という意味での中立性
- 働き方の選択に対する中立性等の観点から配偶者控除を含む各種控除の見直しを検討する場合、
 - イ) 配偶者以外の家族の働き方との関係、
 - ロ) 就労形態や起業形態が多様化している中での所得税のあり方等についてどのように考えるか。
- 人口減少、グローバル化など個人をとりまく社会・経済の構造変化を踏まえ、所得税のあるべき姿についてどのように検討を進めていくか。

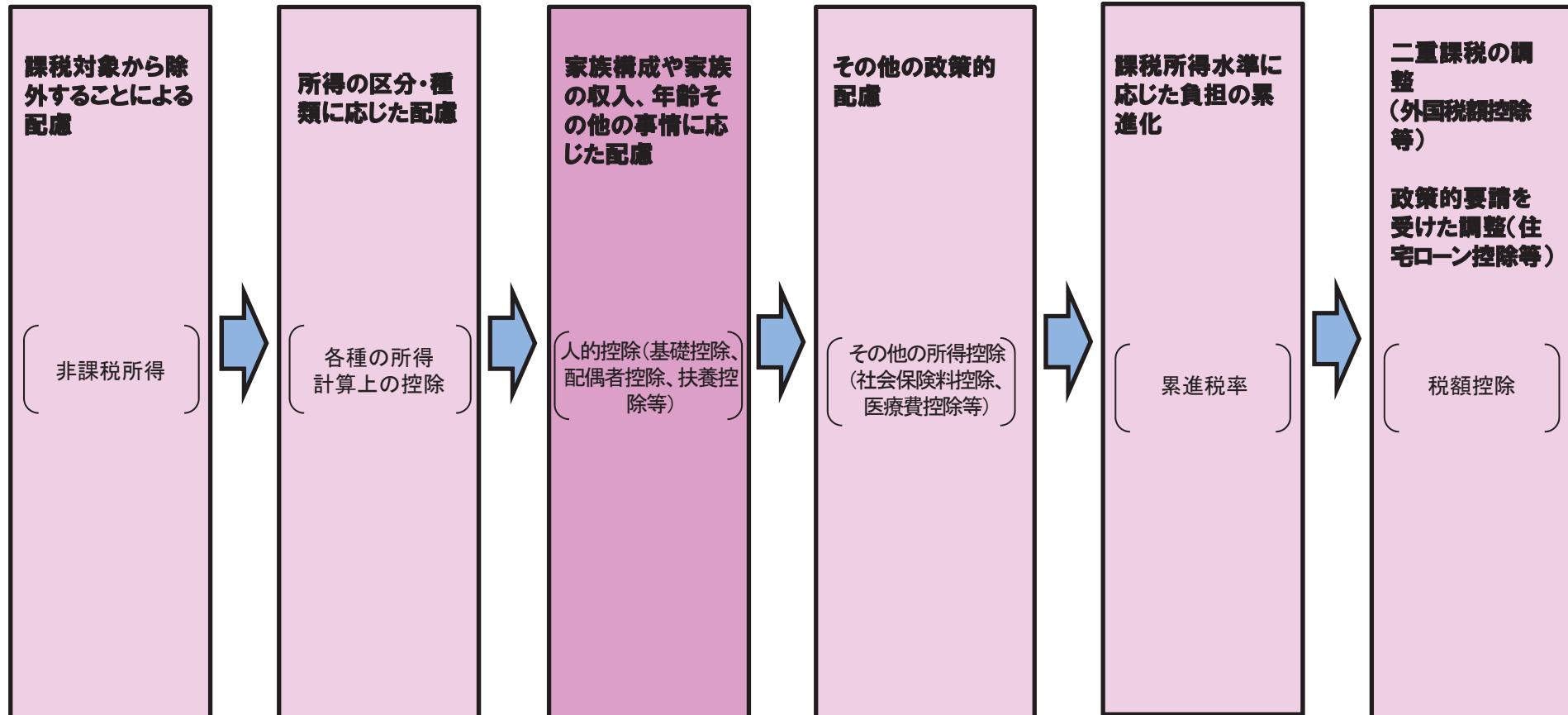
検討の視点とこれまでに出された意見

- 基礎控除、配偶者控除及び扶養控除という基礎的な人的控除の体系が構築された1960年代から現在にかけて、人口減少、家族のあり方・働き方の多様化、格差の拡大など社会・経済に構造的な変化が生じている。
配偶者控除をはじめとする人的控除のあり方を検討していくにあたっては、働き方の選択に対して中立的な税制の構築といった視点に加え、このような社会・経済の構造変化に対応する視点からの検討が必要なのではないか。
- 所得税の対象となる世帯は、単身か夫婦か、片働きか共働きか、子どもの有無、所得の多寡等により様々である。
配偶者控除をはじめとする人的控除は、こうした各世帯の家族構成や家族の収入、年齢等に応じて税負担の調整を行うもの。社会・経済の構造変化への対応を踏まえて人的控除のあり方を見直すことは、従来講じられてきた税制上の配慮のあり方を見直し、これから社会においてはどのような世帯に税制上の配慮の重きを置いていくことが適当かを検討することになるのではないか。
- 例えば、配偶者控除から扶養控除に税制上の配慮の重点をシフトするなど人的控除の中で組替えを行うことにより、家族世帯の中での配慮の重点を変えていくことが考えられるのではないか。
- 所得税においては、家族の構成等に応じた人的控除のほか、税額計算の様々な段階において税負担の調整が行われているが、こうした調整措置全体の見直しを検討する中で、人的控除を充実することも視野に入れて検討することとすれば、人的控除の組替えだけを検討するよりも多様な選択肢を検討することが可能となるのではないか。
- 現在の人的控除の多くは定額の所得控除となっているが、所得の水準に応じて遞減させること(消失控除化)や税額控除化も視野に入れた検討を行うことにより、所得再分配機能の回復の観点からさらに選択肢が広がるのではないか。

- 配偶者控除を廃止し、税制上の配慮の重点を子育て支援にシフトすべきではないか。
 - 税制で配偶者の家事等への貢献を考慮する必要は乏しく、配偶者控除を廃止してもよいのではないか。
 - 配偶者控除を廃止する場合には片働き世帯・パート世帯への増税となるため、片働き世帯・パート世帯への影響等について慎重に検討することが必要なのではないか。
 - 専業主婦（夫）やパートの方々が地域活動を通じて社会への貢献を果たしていることは評価すべきではないか。
 - 家族の助け合いや家庭における子育てを積極的に評価すべきとの観点から、配偶者を有することに対する税制上の配慮を残すことも必要ではないか。
-
- 夫婦が消費生活の単位となっていることを踏まえ、単身世帯とのバランス上、夫婦2人で単身の2倍の控除が適用できるようにするとの考え方の下、配偶者の収入にかかわらず夫婦の控除の合計額を一定とすべきではないか（いわゆる移転的基礎控除の導入）。これにより「二重の控除」の問題を解消し、働き方の選択に対して中立的な税制に近づけるべきではないか。
 - 移転的基礎控除を導入する場合にはパート世帯への増税となるため、パート世帯への影響等について慎重に検討することが必要なのではないか。
 - 移転的基礎控除の導入による增收分は子育て支援の拡充に充てることが考えられるのではないか。
 - 配偶者控除の廃止は国民的コンセンサスを得るのに時間がかかるため、過渡期的な対応として移転的基礎控除の導入もありうるのではないか。
 - 今後とも個人単位課税の考え方を維持すべきであり、世帯単位で税負担を捉える移転的基礎控除を導入することは適当ではないのではないか。
-
- 「未来への選択」で掲げられた50年後に1億人の人口維持という目標に対して、結婚や子育てに税制としてメリットを提供していくべき。控除の見直しにおいても家族や夫婦といった視点をも取り込んだアプローチを模索すべきではないか。
 - 配偶者控除の廃止や移転的基礎控除の導入では片働き世帯やパート世帯が負担増になる。こうしたアプローチ以外にも、所得税の諸控除全体を見直す中で、家族のあり方や再分配機能などを総合的に考慮しつつ、働き方の選択に対して中立的な税制を構築していくことが考えられるのではないか。
-
- 人口減少、家族のあり方・働き方の多様化やグローバル化等の社会・経済の構造変化や、公平性や中立性の観点も踏まえながら、所得税に関する論点を幅広く構造的に検討すべきではないか。

現行の所得税における税負担の調整

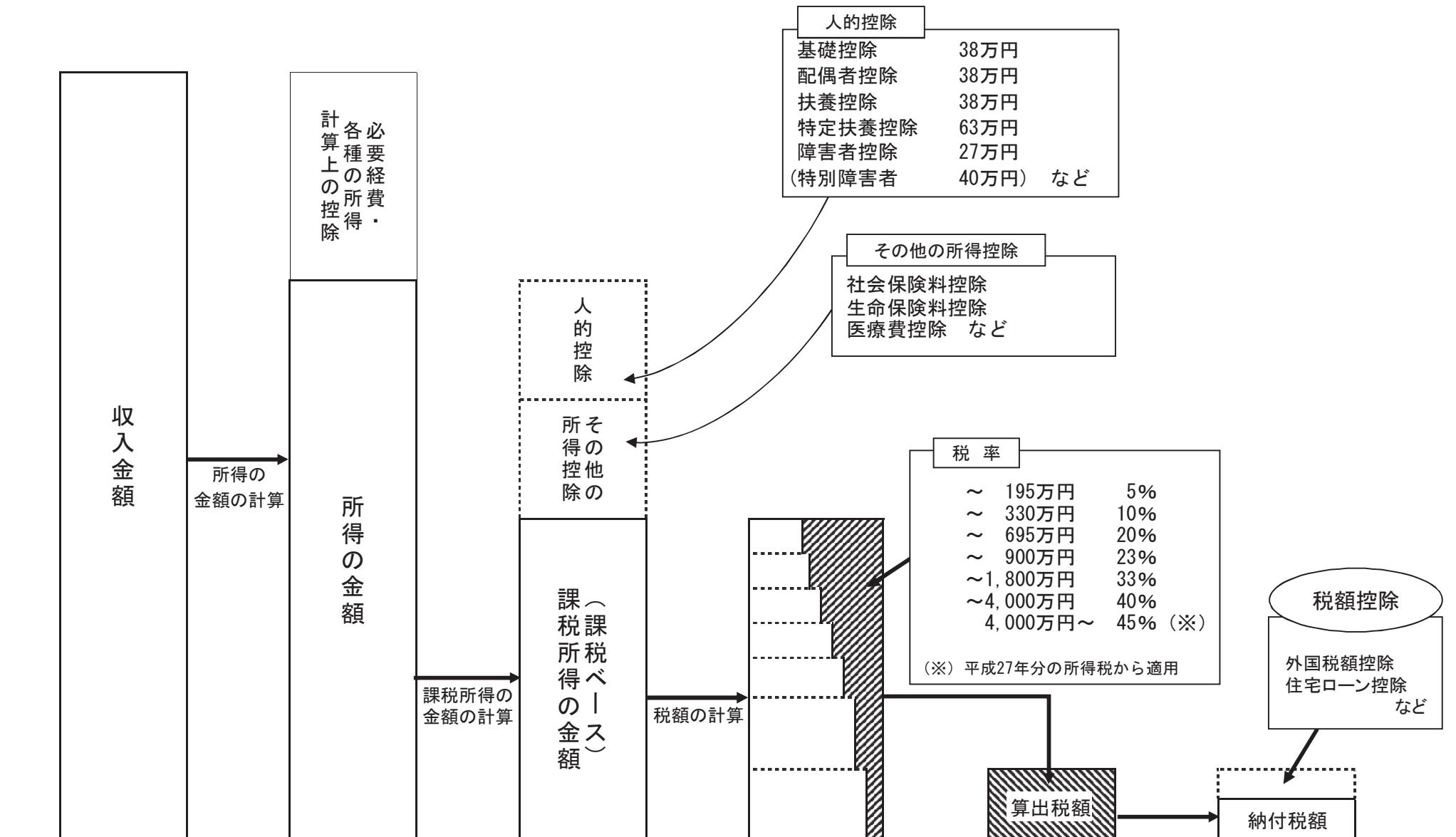
所得税は、個々人の諸事情に応じてきめ細かい配慮が可能な税目であり、税額計算の様々な段階において税負担の調整が行われている。



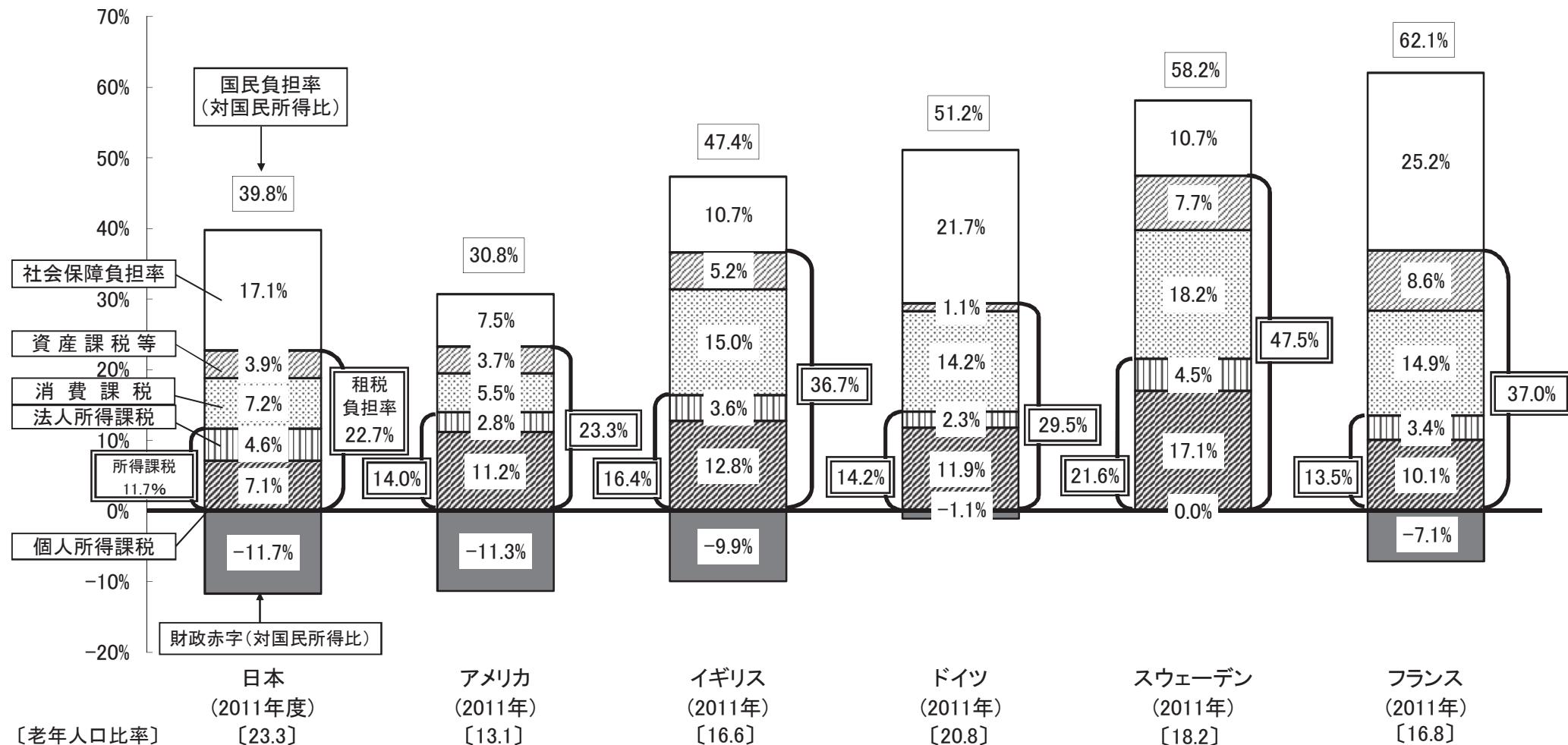
所得税法上は所得とならないもの

- **帰属所得**…通常の市場取引の外において自己の労働や財産から直接に得られる所得（専業主婦（夫）等の家事労働、マイホームに居住する場合の家賃相当額（帰属家賃）等）※事業者によるその取り扱う商品の自家消費は例外的に課税
- **未実現のキャピタルゲイン**※法人等に対する資産の無償又は低額の譲渡等は例外的に「みなし譲渡」課税

所得税額計算のフローチャート



国民負担率(対国民所得比)の内訳の国際比較



- (注)1. 日本は平成23年度(2011年度)実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965–2012" 及び同 "National Accounts" 等による。なお、日本の平成26年度(2014年度)予算ベースでは、国民負担率:41.6%、租税負担率:24.1%、個人所得課税:7.4%、法人所得課税:5.0%、消費課税:8.2%、資産課税等:3.6%、社会保障負担率:17.5%、財政赤字10.3%となっている。
2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
4. 老年人口比率については、日本は2011年の推計値(総務省「人口推計」における10月1日現在人口)、諸外国は2010年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2012 Revision Population Database"による)である。なお、日本の2014年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年(2012年)1月推計)による)は26.1となっている。

個人所得課税負担率及び社会保険料被用者負担の国際比較(対国民所得比)

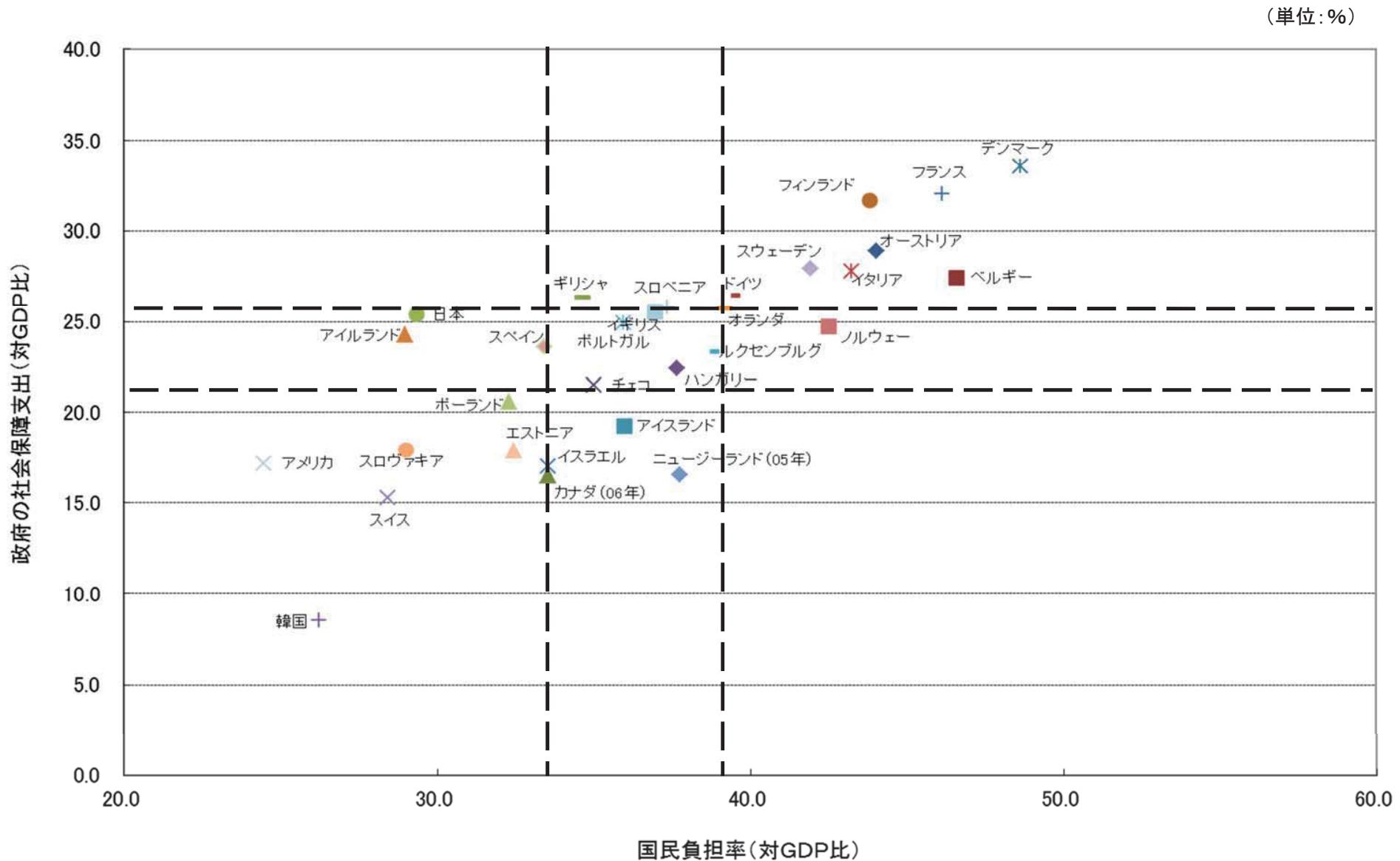
	日本 (2011年)	アメリカ (2011年)	イギリス (2011年)	ドイツ (2011年)	スウェーデン (2011年)	フランス (2011年)
個人所得課税 負担率	7.1%	11.2%	12.8%	11.9%	17.1%	10.1%
社会保険料の 被用者負担	7.0%	2.6%	3.4%	8.2%	3.6%	5.5%
合計	14.1%	13.7%	16.2%	20.0%	20.7%	15.6%

(注1) OECD "Revenue Statistics"においては、社会保険料に係る計数について、分類不能とされている項目があり、これについては計算上関連する項目に按分している。

(注2) 四捨五入の関係上、各項目の係数の和が合計値と一致しないことがある。

(出典) 内閣府「国民経済計算確報」、OECD "Revenue Statistics 1965–2012" 及び同 "National Accounts" 等

OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係(2011年)



(注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(注2) 国民負担率: 各国2011年実績、日本は2011年度、ニュージーランドは2005年、カナダは2006年の実績。

(注3) 政府の社会保障支出: 各国2011年実績、日本は2011年度実績、ニュージーランドは2005年、カナダは2006年の実績。

(出典) 国民負担率: OECD「National Accounts」、同「Revenue Statistics」、内閣府「国民経済計算」等。社会保障支出: OECD「National Accounts」

給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較

(2014年1月現在)

(単位：万円)

給与収入	区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
500万円	単身	42.4	82.2	69.6	88.9	72.8
	夫婦のみ	35.3	51.6	69.6	41.8	53.8
	夫婦子1人	28.2	35.1	69.6	39.6	45.7
	夫婦子2人	19.6	28.6	69.6	39.6	42.4
700万円	単身	78.9	145.1	116.1	160.3	133.1
	夫婦のみ	67.8	94.2	116.1	94.8	90.4
	夫婦子1人	57.2	77.6	116.1	93.3	81.3
	夫婦子2人	46.2	71.0	116.1	92.0	72.2
1,000万円	単身	153.7	239.9	236.1	285.6	223.6
	夫婦のみ	142.7	164.4	236.1	186.9	147.9
	夫婦子1人	131.6	143.9	236.1	184.6	136.1
	夫婦子2人	114.2	135.4	236.1	183.7	127.0
3,000万円	単身	1,038.1	948.7	1,126.2	1,171.8	1,082.3
	夫婦のみ	1,019.3	843.3	1,126.2	1,047.6	882.3
	夫婦子1人	1,000.5	829.9	1,126.2	1,035.5	863.4
	夫婦子2人	970.3	816.4	1,126.2	1,023.4	841.8

(備考) 本資料においては、統一的な国際比較を行う観点から、諸外国の税法に記載されている様々な所得控除や税額控除のうち、一定の家族構成や給与所得を前提として実際の税額計算において一般的に適用されているもののみを考慮して、個人所得課税負担額を計算している。従って、イギリスの勤労税額控除（全額給付）等は計算に含めていない。

- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等（フランスでは、所得税とは別途、収入に対して社会保障関連諸税（一般社会税等）が定率（現在、合計8%）で課されている）が含まれる。なお、フランスでは、別途、財政赤字が解消するまでの措置として、一時的に発生した高額所得に対する所得課税（最高税率4%）を2012年より導入している（上記表中においてはこれを加味していない）。
2. 日本においては夫婦子1人の場合、子が一般扶養親族（夫婦子2人の場合、子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族）、アメリカにおいては夫婦子1人の場合、子が17歳未満（夫婦子2人の場合、子のうち1人が17歳以上、1人が17歳未満）に該当するものとしている。
3. 夫婦のみ、夫婦子1人、夫婦子2人は専業主婦世帯として計算している。
4. 日本については、2016年分（平成28年分）以後の給与所得控除の上限の引下げ（26年度改正）を加味していない。
5. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の個人所得税を採用している。
6. 邦貨換算レート：1ドル=100円、1ポンド=161円、1ユーロ=135円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成25年(2013年)11月中における実勢相場の平均値）。なお、端数は四捨五入している。

個人を とりまく 社会・経済の 構造変化

人口減少

家族のあり方の変化

働き方の多様化

格差の拡大

産業・経済構造の変化

グローバル化

今後の税体系における
所得税のあるべき姿人口減少への総合的な
政策対応と所得税

家族のあり方と所得税

働き方の選択に
中立的な税制

世代間・世代内の公平

再分配機能の回復

資本蓄積・成長の
重要性と所得税

るべき 所得税を めぐる視点

結婚・子育てとの
関係等配偶者や家族の
働き方に対する中立性就労形態・起業形態に
対する中立性人的資本の
形成との関係資本所得に対する
課税のあり方

○ 所得税の体系

- ・ 総合課税
- ・ 二元的所得税

○ 所得の発生形態が多 様化する中での所得区 分のあり方

- ・ 現行10の所得区分
のあり方
- ・ 所得計算上の控除
のあり方

○ 以下の視点を踏まえ た人的控除、所得計算 上の控除のあり方

- ・ 家族のあり方
- ・ 働き方の選択に対
する中立性
- ・ 所得再分配機能の
回復
- ・ 世代間・世代内の
公平

等

○ 小規模事業に対する 課税のあり方

○ 金融所得課税の一 体化

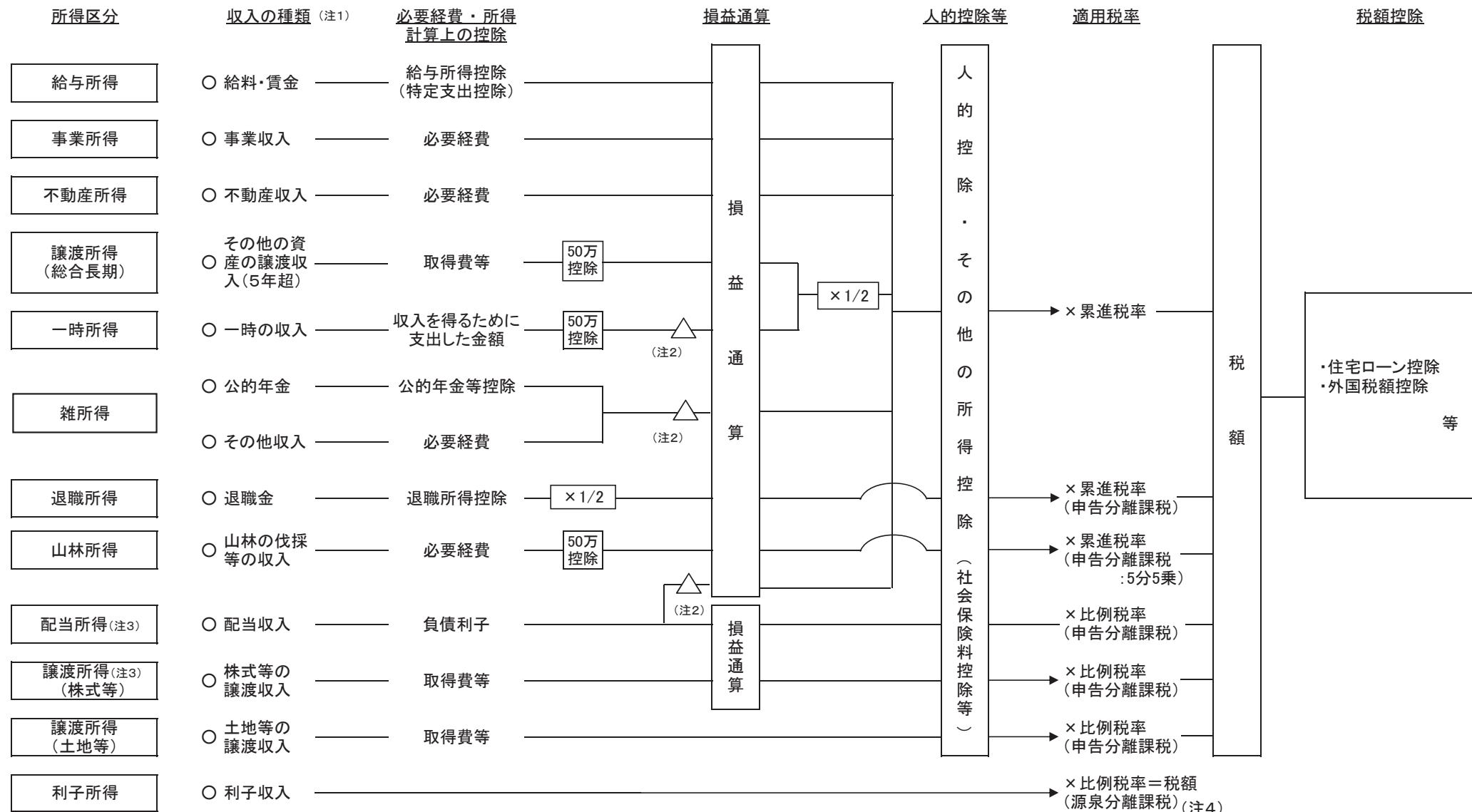
○ 税率構造

○ 非課税所得

7. 所得税計算の仕組み

(日本、アメリカ、スウェーデン、オランダ)

所得税計算の仕組み（イメージ）



(注1)主な収入を掲げており、この他に「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。

(注2)これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。

(注3)「配当所得」及び「株式等の譲渡所得」については、一定の要件の下、源泉徴収のみで納税を完了することができる(確定申告不要)。

「上場株式等の配当所得」については、申告する際、総合課税(配当控除適用可)と申告分離課税のいずれかを選択可能。

「上場株式等の譲渡損失」と「上場株式等の配当所得」との間は損益通算可能。

(注4)特定公社債等の利子所得等については、平成28年1月1日以後、申告不要又は申告分離課税となる。

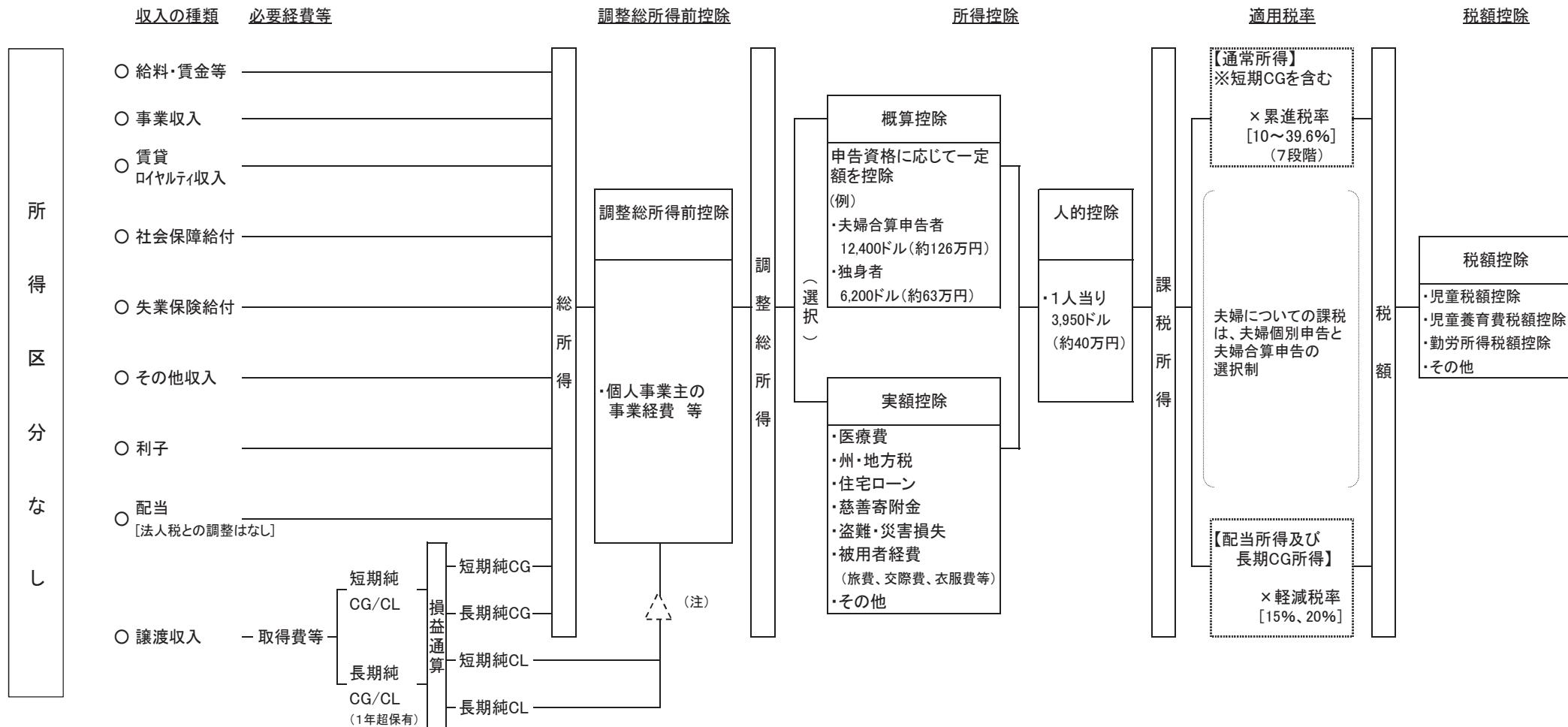
(注5)特定公社債等の譲渡所得等については申告不要又は申告分離課税、一般公社債等の譲渡所得等については申告分離課税とする(平成28年1月1日以後適用)。

(注6)課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等(収用交換等の場合の5,000万円特別控除等)が適用される場合がある。

アメリカの個人所得税(連邦税)計算の仕組み(イメージ)

未定稿

(2014年9月現在)



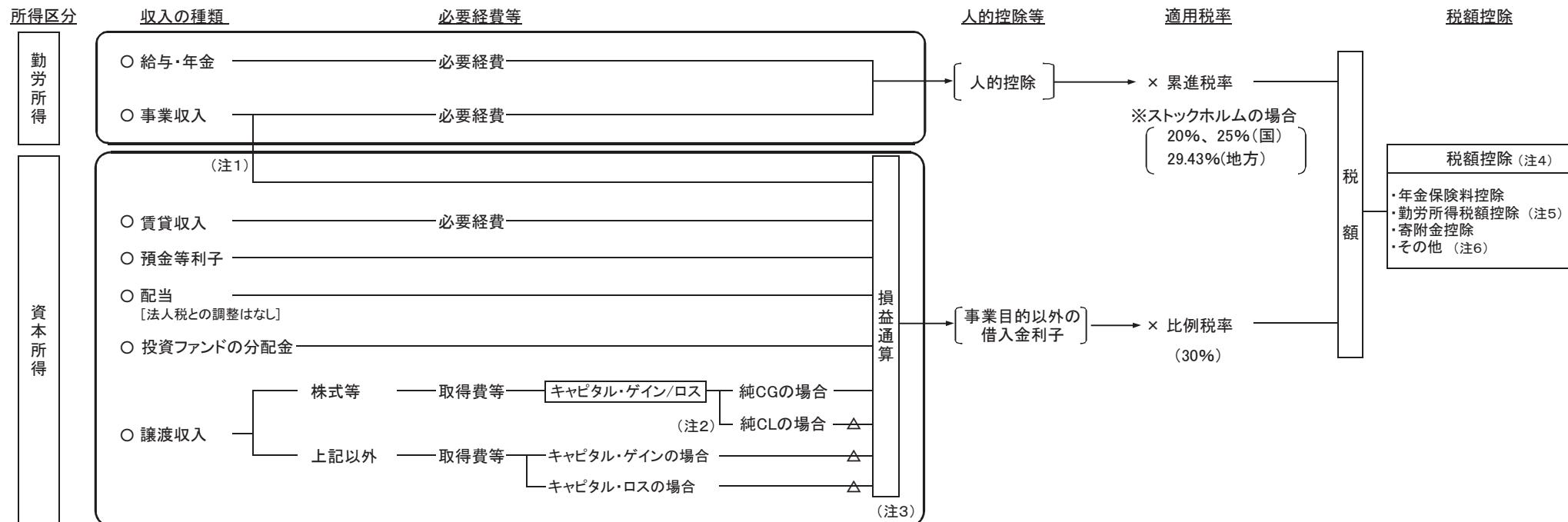
(注) 損益通算後、短期純キャピタルロス、長期純キャピタルロスが生じた場合には、夫婦合算申告の場合で3,000ドル(約31万円)を限度に総所得からの控除が可能であり、短期・長期の順で総所得から控除し、控除し切れない場合には無期限の繰越しが認められる。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=102円(基準外国為替相場:平成26年(2014年)7月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

スウェーデンの個人所得税計算の仕組み（イメージ）

未定稿

(2014年9月現在)



(注1) 事業に係る資産の保有又は譲渡により得られる収入は、資産の種類等に応じて事業所得又は資本所得に分類される。

(注2) 株式等によるキャピタル・ロスは、その全額を株式等によるキャピタル・ゲインと通算可能。通算しきれない損失は、その70%をその他の資本所得から控除可能。

(注3) キャピタル・ゲイン/ロスの通算が認められる範囲は、譲渡資産の種類に応じて異なる。

(注4) 所得税額(国・地方)及び不動産税額(国・地方)から控除可能。なお、控除し切れない場合の繰越しは不可。

(注5) 地方所得税額の範囲内でのみ控除可能。

(注6) 負の資本所得に係る税額控除(資本所得内での損益通算後、なお資本所得が負となる場合、10万SEK(150万円)まではその30%、10万SEK超はその21%を税額控除可能)等が存在。

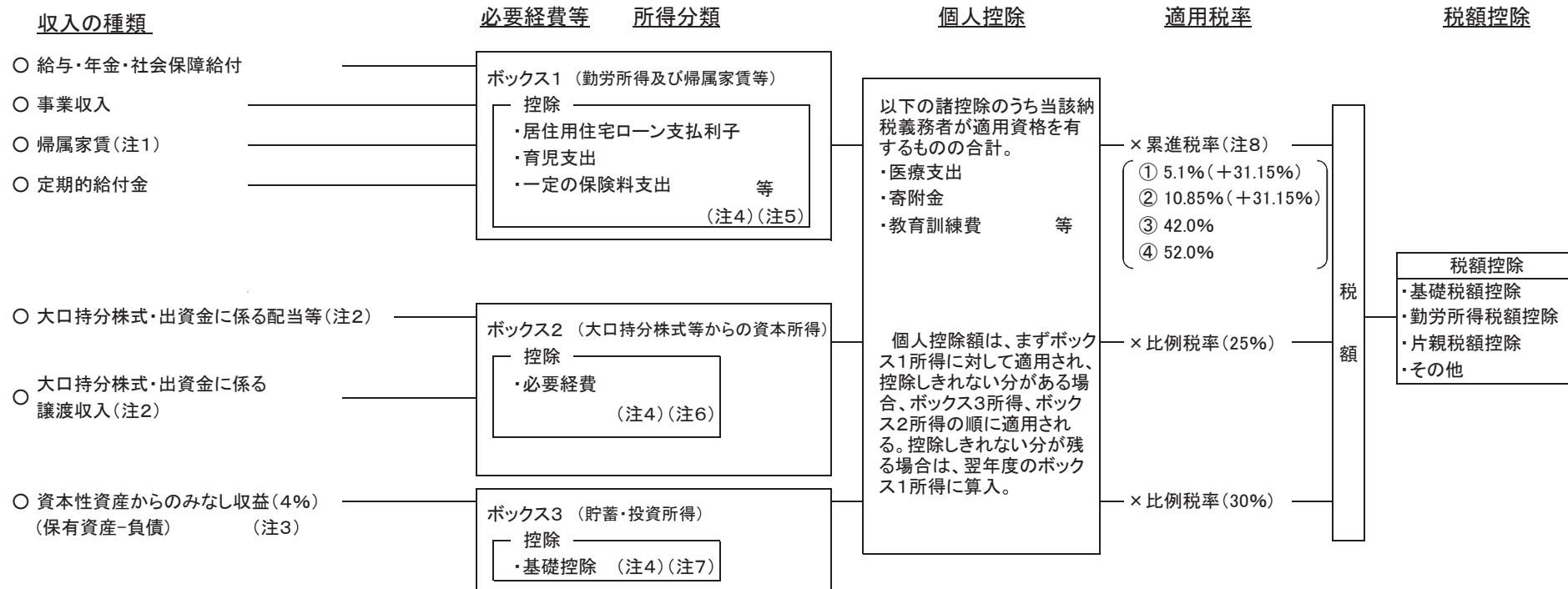
(出典) IBFD、政府資料等により作成。

(備考) 邦貨換算レートは、1スウェーデン・クローネ(SEK)=15円(裁定外国為替相場:平成26年(2014年)7月中における実勢相場の平均値)。

オランダの個人所得税計算の仕組み（イメージ）

未定稿

(2014年9月現在)



(注1) 帰属家賃は、市場価格に一定割合をかけて算出する。

(注2) 大口持分とは、当該納税義務者が、単独又は配偶者等と合わせて5%以上所有する場合の持分。

(注3) 保有資産額は、課税年度の1月1日時点の市場価格から算出する。対象となる保有資産には、貯金、別荘及び賃貸用住宅(居住用住宅は含まれない)、ボックス2に分類されなかった株式・その他の有価証券等が含まれる。

(注4) 各ボックス内で生じた控除し切れなかった部分と他のボックス所得との通算は認められない。

(注5) ボックス1所得について控除し切れなかった部分は、9年間の繰越し、3年間の繰戻しが認められる。

(注6) ボックス2所得について控除し切れなかった部分は、9年間の繰越し、1年間の繰戻しが認められる。

(注7) ボックス3の基礎控除額は、21,139ユーロ(約292万円)であり、65歳以上である場合には増額される。

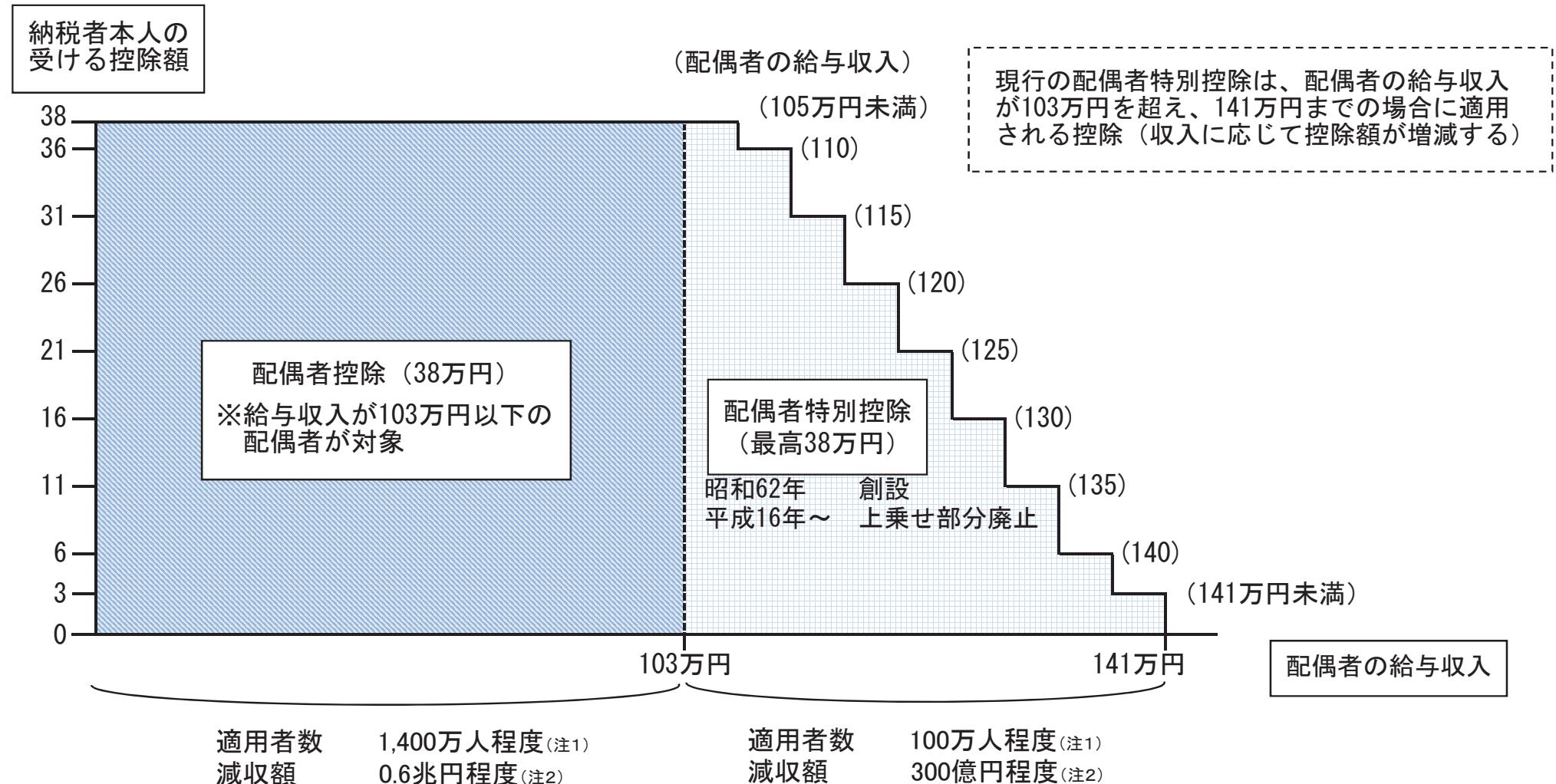
(注8) 第1及び第2プラケットの所得については、所得税に加え、31.15%の社会保険料が課される。

(出典) IBFD等により作成。

(備考) 邦貨換算レートは、1ユーロ=138円(裁定外国為替相場:平成26年(2014年)7月における実勢相場の平均値)。

8. いわゆる「103万円の壁」、
「130万円の壁」

配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み

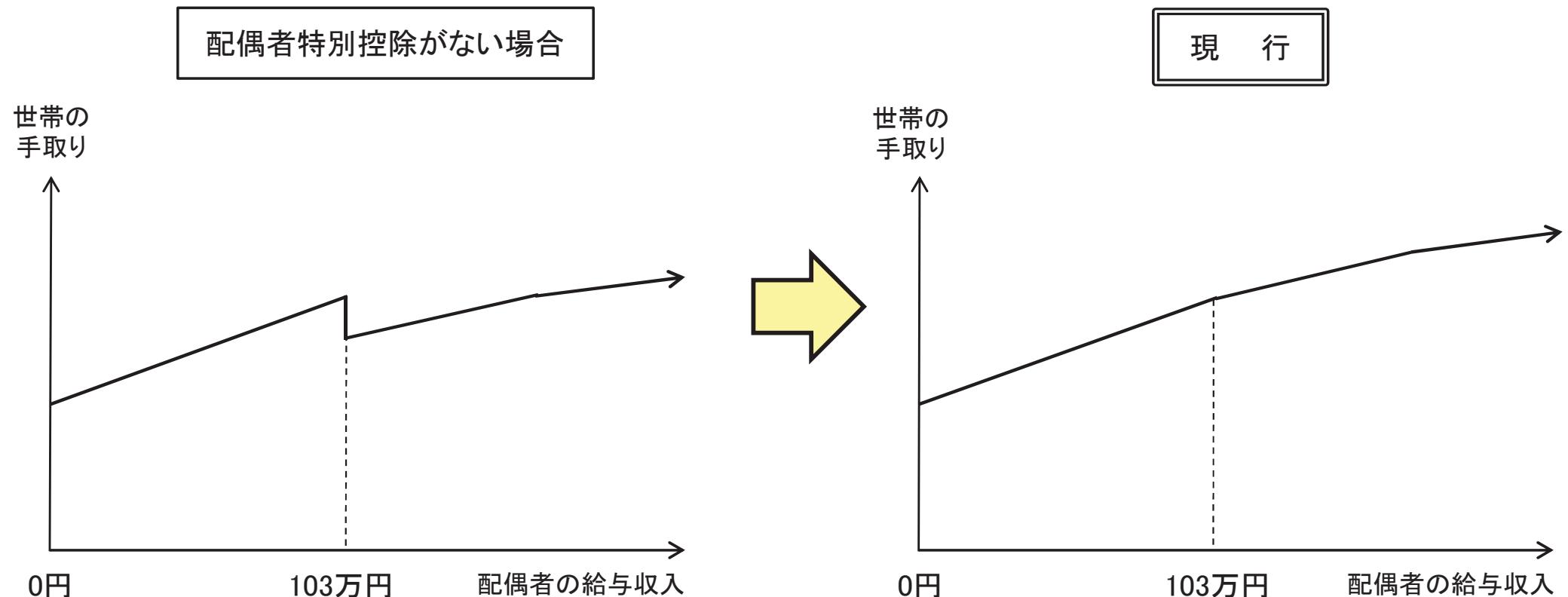


⇒ かつては「配偶者特別控除」がなく、配偶者の給与収入が103万円を超えると納税者本人の配偶者控除の適用がなくなることにより、配偶者の給与収入が増えても、世帯でみれば「手取りの逆転現象」（いわゆる「壁」）が生じていたが、現行においては、税制上の「壁」は解消されている。

(注1) 配偶者控除（老人控除対象配偶者を含む。）及び配偶者特別控除の適用者数は、平成26年度予算ベースであり、給与所得者以外の人も含めた数である。

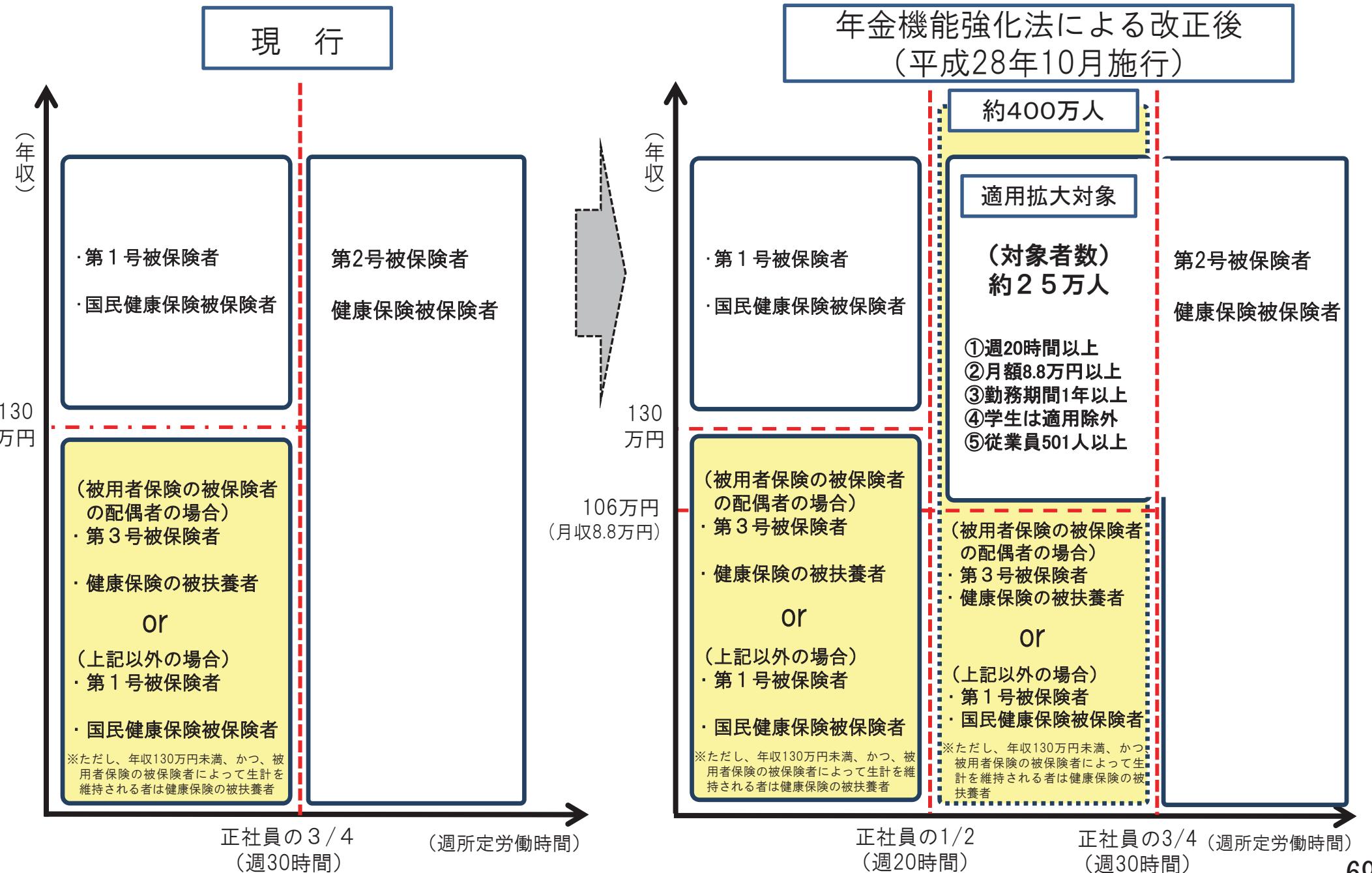
(注2) 平成26年度予算ベースによる。

いわゆる「103万円の壁」について(イメージ)

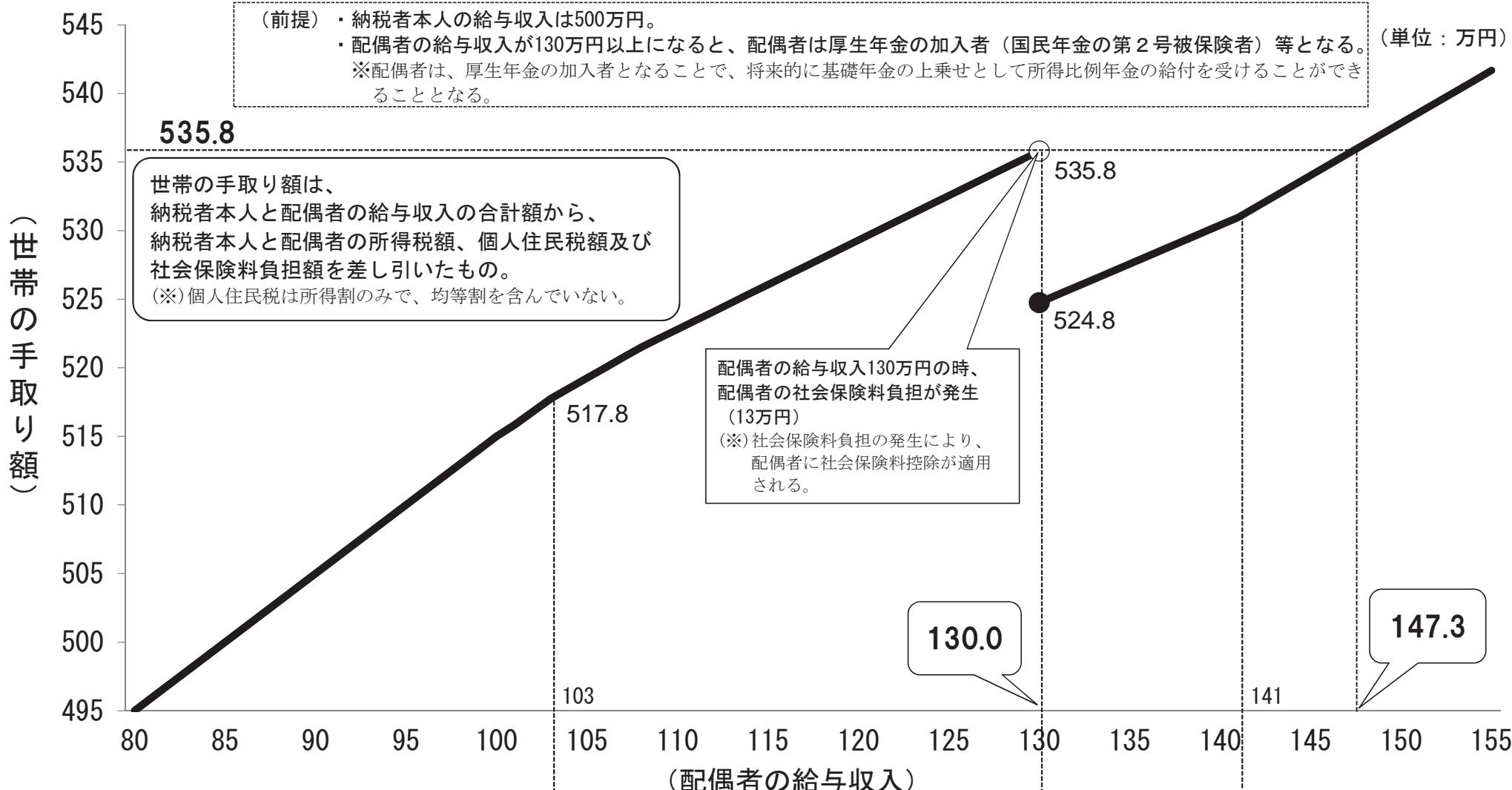


(注) 配偶者特別控除は昭和62年に創設。

第3号被保険者の範囲 (H26. 4. 14 政府税制調査会 厚労省説明資料より)

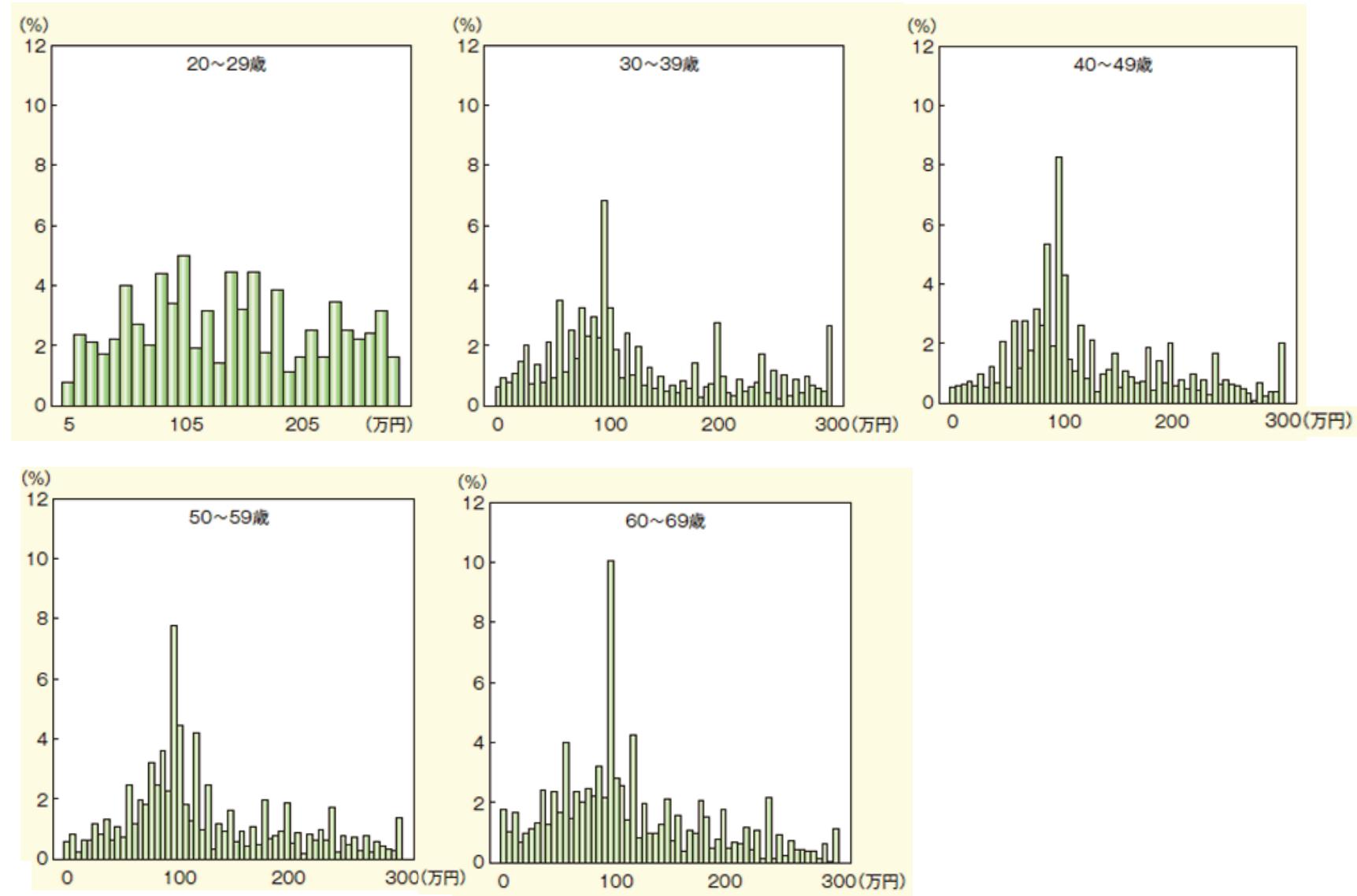


配偶者の給与収入の増加に伴う世帯の手取り額の変化のイメージ図



配偶者の給与収入	~103万円以下	103万円超~130万円未満	130万円以上~141万円未満	141万円以上~ (配偶者の限界税率が5%の場合)
世帯の手取り額の変化 (配偶者の給与収入増加 1万円当たり)	1万円 (~100万円) 0.95万円 (100万円~) ・配偶者の個人住民税 負担が発生	0.67万円 (平均値) ・配偶者の個人所得課税負担が発生 ・納税者本人の配偶者控除が適用されなくなり、配偶者特別 控除が適用される (段階的に遞減)	0.57万円 (平均値) ・配偶者の社会保険料 負担が発生 ・納税者本人の配偶者 特別控除が段階的に 递減	0.77万円 ・納税者本人の配偶者特別控除 が適用されなくなる

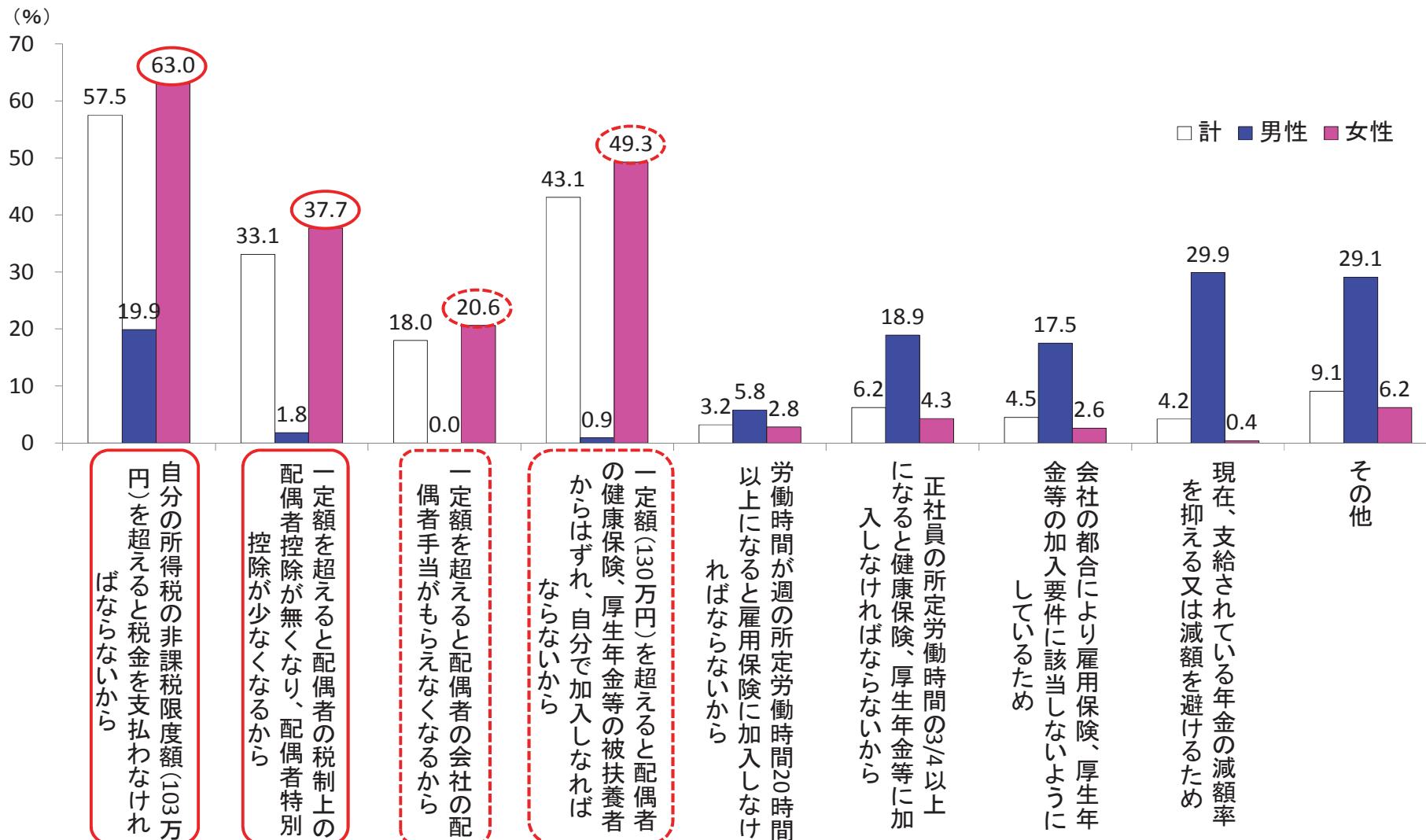
既婚女性の給与所得者の所得分布(年代別)



- (参考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 22 年)を基に、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ(安部由起子委員)の特別集計より作成。
 2. 本調査は、300 万円以上の所得分布もあるため、300 万円までの割合を足し上げても 100%にはならない。ただし、300 万円までの雇用者所得への分布の累積比率は、30 歳代、40 歳代で 79%、50 歳代で 77%、60 歳代で 89%となっている。

(出典) 平成 24 年版「男女共同参画白書」より引用。

パート労働者が就業調整を行う理由



(備考)厚生労働省「平成23年パートタイム労働者総合実態調査」より作成。複数回答。

(注)計数は、配偶者のいる者の数値。